

不動産の公売・公売公告第8号売却区分3の物件

公売の日時	平成22年4月8日(木)午前10時から 午前10時15分まで
売却決定の日時	平成22年4月15日(木)午前10時
買受代金の納付期限	平成22年4月15日(木)午後 3時
公売会場	伊佐市役所大口庁舎2階大会議室(本館)

【公売財産の所在等】



【公売財産の概要等】

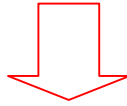
売却区分番号	財産の所在		地番	地目	地積	備考
3	土地	伊佐市菱刈重留字薬師原	1436番5	畑	485 m ²	
			1436番8	畑	238 m ²	
			1444番11	畑	27 m ²	
見積価額		2,009,000 円		公売保証金	210,000 円	
農用地区分	農業振興地域内の非農用地					

公売財産の詳細は4ページから写真を掲載してあります。

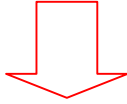
公売財産の地目は畑ですが、管理をしていないため、雑草や竹等が茂っている状態です。

入札の流れ

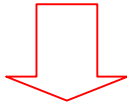
買受適格証明書の提出及び公売保証金の納付（平成22年4月8日入札当日）



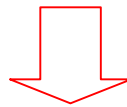
入札（4月8日）



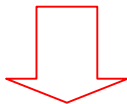
開札（4月8日最高価申込者等の決定）
（次順位買受申込者の受付）



売却決定及び買受代金を現金にて納付（4月15日）
売却決定 午前10時
買受代金納付 午後3時までに



所有権移転登記等の手続き（4月15日以降）
移転登記等に係る登録免許税額分の収入印紙等の提出



公売終了

注意していただく事項

- ・ 買受適格証明書の提出と公売保証金を納付すれば、公売に参加することができます。
但し、滞納者及び公売場所への入場、入札等を制限されている方は公売に参加することはできません。

- ・ 入札をされる際には、事前に管轄法務局（霧島市）で不動産登記簿を閲覧して権利関係等を確認めるとともに現地にて公売財産の現況等を必ず確認してください。

- ・ 境界については、買受人と隣接所有者との話し合いとなります。

- ・ 公売財産は、場合によって公売中止になることがあります。

入札に参加される場合に、持ってくる物（入札書は当日準備します）ダウンロードも可能です

（１）買受適格証明書（農業委員会に交付申請してください。）

買受適格証明書は、申請から許可まで相当の日数を要しますので、早めの手続きをお願いします。

（２）公売保証金（物件ごとに定めてあります。）

入札前に納付する。（当日現金にて納付）

（３）印 鑑

個人で入札される方・・・認 印

法人で入札される方・・・代表者印

代理人で入札される方・・・代理人の認印

（４）代理人が入札される場合は委任状

様式は任意ですが、無い場合は、入札当日会場でも様式を準備しています。

（５）収入印紙（営利法人又は個人で不動産業を営んでいる方 200円分）

公売保証金返却時の収入印紙

（６）入札者が本人であることが確認できる書類等

個人で入札される方・・・運転免許証または公的機関が発行した身分証明

法人で入札される方・・・法人登記簿の写し

代理人で入札される方・・・法人登記簿の写し及び代理人の運転免許証または公的機関が発行した身分証明

入 札

- ・ 入札開始前に公売保証金と、入札方法等の注意事項について説明しますので、入札開始15分ほど前に会場にお越し下さい。
-

開 札

- ・ 見積価額以上で最も高い価額を入札した方が、最高価申込者となり、次に高い価額を入札した方が最高価申込者がキャンセルした場合の次順位申込者となります。
-

売却決定

- ・ 公売日の1週間後に、最高価申込者に対して売却を決定します。
-

買受代金の納付

- ・ 買受代金から公売保証金の額を差し引いた残額を、現金により一括して期限までに納付してもらいます。
-

権利移転の手続き

- ・ 公売財産の所有権移転の手続きは、買受人の請求により市が行います。移転登記の手続きに係る登録免許税やその他費用については、買受人の負担となります。
-

公売財産写真



市道から南を向いて撮影



市道から南東を向いて撮影



市道から南西を向いて撮影



敷地裏側の境界付近を撮影

